

(総務庁設置法の一部改正)
 第三条 総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。
 第九条第五項中「並びに同条第五十八号」を「同条第五十八号」に改め、除く。に關するもの」の下に、並びに行政機関の保有する情報の公開に關する法律(平成十一年法律第四十二号)第三十八条第一項の案内所に關する事務」を加える。

第三章 法務省関係

(不動産登記法の一部改正)
 第四条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。
 目次中「行政手続法ノ適用除外(第百五十一條ノ九)」を「他ノ法律ノ適用除外(第百五十一條ノ九・第百五十一條ノ十)」に改める。

第二十一条第一項中「抄本又八地圖若クハ建物所在圖」の下に「若クハ登記簿ノ附属書類中地積ノ測量圖 建物ノ図面其他ノ図面(以下本条ニ於テ地積測量圖等ト称ス)を加え、利害ノ關係アル部分ニ限リ」を削り、若クハ其附属書類又八地圖若クハ建物所在圖」を、地圖若クハ建物所在圖又ハ登記簿ノ附属書類(地積測量圖等以外ノモノニ在リテ利害ノ關係アル部分ニ限リ)に改め、同条第二項中「建物所在圖」の下に「若クハ地積測量圖等」を加える。
 第二十四条ノ三第三項中「利害ノ關係アル部分ニ限リ」を削り、地圖ニ準ズル図面」の下に「全部又ハ一部ノ写ノ交付ヲ請求シ又其」を加え、第二十一条第三項及「」を、第二十一条第二項乃至」に改める。
 第四章ノ三 行政手続法ノ適用除外」を、第三章ノ三 他ノ法律ノ適用除外」に改める。
 第四章ノ三中第百五十一條ノ九の次に次の一条を加える。

第百五十一條ノ十 登記簿 閉鎖登記簿ヲ含ム) 及び其附属書類並ニ地圖 建物所在圖及ヒ地圖ニ準ズル圖面ニ付テハ行政機関の保有する情報の公開に關する法律(平成十一年法律第四十二号)ノ規定ハ之ヲ適用セズ
 (抵当証券法の一部改正)
 第五条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の第一條を次のように改正する。
 第四十一条中「第百五十一條」を「第百五十一條ノ十」に改める。

(戸籍法の一部改正)
 第六条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。
 第一百七七條の五の次に次の一条を加える。
 第一百七七條の六 第四十八條第二項本文に規定する書類については、行政機関の保有する情報の公開に關する法律(平成十一年法律第四十二号)ノ規定は、適用しない。
 (刑事訴訟法の一部改正)
 第七条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百一十一号)の一部を次のように改正する。
 第五十三條の次に次の一条を加える。
 第五十三條の二 訴訟に關する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に關する法律(平成十一年法律第四十二号)ノ規定は、適用しない。
 (商業登記法の一部改正)
 第八条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。
 第一百四十四條の二を第一百四十四條の三とし、第一百四十四條の次に次の一条を加える。
 (行政機関の保有する情報の公開に關する法律の適用除外)
 第一百四十四條の二 登記簿及びその附属書類に關しては、行政機関の保有する情報の公開に關する法律(平成十一年法律第四十二号)ノ規定は、適用しない。
 第一百九十九條中「第一百四十四條の二」を「第一百四十四條の三」に改める。
 (電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に關する法律の一部改正)
 第九条 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に關する法律(昭和六十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
 第六条を第七條とし、第五条の次に次の一条を加える。
 (行政機関の保有する情報の公開に關する法律の適用除外)
 第六条 登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に關する法律(平成十一年法律第四十二号)ノ規定は、適用しない。
 (債権譲渡の對抗要件に關する民法の特例等に關する法律の一部改正)
 第十条 債権譲渡の對抗要件に關する民法の特例等に關する法律(平成十一年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第十六條を第十七條とし、第十三條から第十五條までを一條ずつ繰り下げ、第十二條の次に一條を加える。
 (行政機関の保有する情報の公開に關する法律の適用除外)
 第十三條 債権譲渡登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に關する法律(平成十一年法律第四十二号)ノ規定は、適用しない。
 第四章 文部省関係
 (著作権法の一部改正)
 第十一条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
 第十八條第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の二項を加える。
 3 著作者は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる行為について同意したものとみなす。
 一 その著作物でまだ公表されていないものを行政機関(行政機関の保有する情報の公開に關する法律(平成十一年法律第四十二号)以下「情報公開法」といふ)第二条第一項に規定する行政機関をいつ。以下同じ)に提供した場合(情報公開法第九条第一項の規定による開示する旨の決定の時までに別段の意思表示をした場合を除く。)
 情報公開法の規定により行政機関の長が当該著作物を公衆に提供し、又は提示すること。

二 情報公開条例(情報公開法第十三條第二項及び第三項に相當する規定を設けているもの)地方。第四号において同じ)の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの(情報公開法第五条第一号口又は同条第二号ただし書に規定する情報に相當する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。
 三 情報公開条例の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの(情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相當する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。
 四 情報公開条例の規定で情報公開法第七条の規定に相當するものにより地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。
 第十九條に次の一項を加える。
 4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 一 情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。
 二 情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で同項の規定に相當するものにより行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。
 第四十二條の次に次の一条を加える。
 (情報公開法等による開示のための利用)
 第四十二條の二 行政機関の長又は地方公共団体の機関は、情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、情報公開法第十四條第一項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。以下この条において同じ)に規定する方法又は情報公開条例で定める方法(情報公開法第十四條第一項に規定する方法以外のものを除く)により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

第十四條の次に次の一条を加える。
 第十四條の二 訴訟に關する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に關する法律(平成十一年法律第四十二号)ノ規定は、適用しない。
 (商業登記法の一部改正)
 第八条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。
 第一百四十四條の二を第一百四十四條の三とし、第一百四十四條の次に次の一条を加える。
 (行政機関の保有する情報の公開に關する法律の適用除外)
 第一百四十四條の二 登記簿及びその附属書類に關しては、行政機関の保有する情報の公開に關する法律(平成十一年法律第四十二号)ノ規定は、適用しない。
 第一百九十九條中「第一百四十四條の二」を「第一百四十四條の三」に改める。
 (電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に關する法律の一部改正)
 第九条 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に關する法律(昭和六十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
 第六条を第七條とし、第五条の次に次の一条を加える。
 (行政機関の保有する情報の公開に關する法律の適用除外)
 第六条 登記ファイルについては、行政機関の保有する情報の公開に關する法律(平成十一年法律第四十二号)ノ規定は、適用しない。
 (債権譲渡の對抗要件に關する民法の特例等に關する法律の一部改正)
 第十条 債権譲渡の對抗要件に關する民法の特例等に關する法律(平成十一年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

4
 一 情報公開法第五条の規定により行政機関の長が同条第一号口若しくはハ若しくは同条第二号ただし書に規定する情報が記録されている著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき
 又は情報公開法第七条の規定により行政機関の長が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、若しくは提示するとき

二 情報公開条例(情報公開法第十三條第二項及び第三項に相當する規定を設けているもの)地方。第四号において同じ)の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの(情報公開法第五条第一号口又は同条第二号ただし書に規定する情報に相當する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。
 三 情報公開条例の規定により地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないもの(情報公開法第五条第一号ハに規定する情報に相當する情報が記録されているものに限る。)を公衆に提供し、又は提示するとき。
 四 情報公開条例の規定で情報公開法第七条の規定に相當するものにより地方公共団体の機関が著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示するとき。
 第十九條に次の一項を加える。
 4 第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 一 情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従つて著作者名を表示するとき。
 二 情報公開法第六条第二項の規定又は情報公開条例の規定で同項の規定に相當するものにより行政機関の長又は地方公共団体の機関が著作物を公衆に提供し、又は提示する場合において、当該著作物の著作者名の表示を省略することとなるとき。
 第四十二條の次に次の一条を加える。
 (情報公開法等による開示のための利用)
 第四十二條の二 行政機関の長又は地方公共団体の機関は、情報公開法又は情報公開条例の規定により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、情報公開法第十四條第一項(同項の規定に基づく政令の規定を含む。以下この条において同じ)に規定する方法又は情報公開条例で定める方法(情報公開法第十四條第一項に規定する方法以外のものを除く)により開示するために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。